

## ワクチン等移送用車両に係る駐車許可について

先般、厚生労働省と警察庁が協議し、新型コロナウイルスワクチン等の移送車両については、駐車規制から除外されることとなりました。

広島県における本件の取扱いについて、広島県警察に問い合わせた結果は次のとおりでしたので、お知らせいたします。

なお、詳細については警察署交通課窓口にお問い合わせください。

### 1 許可の形態

警察署長による駐車許可証

### 2 申請先

駐車する場所を管轄する警察署（交通課窓口）

### 3 ワクチン等移送用車両に係る駐車許可の対象

- (1) 対象となる車両  
ワクチン等を移送する用務のために使用する車両
- (2) 対象となる用務  
ワクチン等を移送する用務

### 4 提出書類等

- (1) 提出書類
  - ① 駐車許可申請書（A3） 1部  
（（公社）広島県トラック協会のHPにも掲載しています。）
  - ② 当該申請車両の自動車検査証の写し 1部
  - ③ 新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書 1部
- (2) 記載内容等に係る留意事項
  - ア 駐車許可申請書は、警察署でも記載可能
  - イ 申請書への押印は不要（訂正印も不要）
  - ウ 駐車する場所～申請時に判明している範囲で柔軟に対応
    - 例1）申請時において移送先が不明な場合  
駐車する場所を「〇〇市内の医療施設付近」と記載
    - 例2）移送先が多数あり一覧表となっている場合  
駐車許可申請書（A3）の右欄に移送先一覧を貼付して申請
  - エ 許可期間及び時間
    - 許可の期間は、最長1年
    - 時間帯は幅広くとって申請可能  
例）午前8時から午後6時までの間及び緊急移送時
  - オ 駐車を必要とする理由  
「行政目的の医薬品搬送」
- (3) その他留意事項
  - ア 移送先が複数の警察署管轄に及ぶ場合であっても、申請先の警察署で一括して許可を受理
  - イ 提出書類の「新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書」については市町にから発行されることとなっているので、証明書入手に関するお問い合わせは各市町に問い合わせを

### 5 許可証交付日

原則、当日

- ※ 受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までであるが、遅い時間になると交付日は翌開庁日となる可能性あり。